**「特定事業所集中減算」居宅サービス計画数の計上方法**

別紙３

　**（１）具体的な計算例について**

　　　　1人のケアプランに同じサービスについて複数の事業所からサービス提供を位置づけた場合の「各種サービスを位置づけた計画数」（分母となる数）の数え方に間違いが多く見られます。複数の事業所を位置づけた場合でも、1人の計画数は「１」と数えることに注意して下さい。

　　例）利用者150人のうち、通所介護サービス計画を位置づけている利用者が100人いる場合

３人目

２人目

100人目

１人目

ケアプラン

A法人　★事業所

B法人　□事業所

ケアプラン

A法人　★事業所

ケアプラン

A法人　▲事業所

B法人　□事業所

ケアプラン

A法人　○事業所

A法人　▲事業所

・・・・

１件、２件、３件・・・・・・・７５件

B法人

１件、２件、３件・・・・・・・９５件

A法人

１件、２件、３件・・・・・・・９５件

A法人

居宅サービス計画数　…　１５０

通所介護を位置づけた居宅サービス計画数　…　１００

A法人の通所介護を位置づけた居宅サービス計画数　…　９５

B法人の通所介護を位置づけた居宅サービス系画数　…　７５

→　よって、A法人９５％（９５÷１００）、B法人７５％（７５÷１００）となり、紹介率が最高の法

人であるA法人への紹介率が80％を超えているため、正当な理由が無い限り、減算の対象となる。

**注意事項**

**＊特定事業所集中減算の適用となった場合は、体制の届出が必要。（H27～）**

**＊要支援者の介護予防サービス計画は含めない。**

**＊計画を作成したが、サービス利用が無かった利用者の計画は判定対象外。**

**＊月遅れで給付管理を行った場合でも、サービス提供を行った月分にいれて数える。**

**＊認知症対応型通所介護は「通所介護」に含めない。**

**＊「各種サービスを位置づけた計画数」は、1人の利用者の居宅サービス計画に複数の○○事業所のサ**

**ービス提供を位置づけた場合でも、1人につき「１」と数える。（２や３にはならない）**